

神建技第355号  
令和6年8月26日

入札参加業者各位

神戸市行財政局契約監理課  
建設局技術管理課

## 土木工事請負契約における「見積活用方式」による入札の試行について

土木工事請負契約において、「見積活用方式」による入札を下記のとおり試行します。

### 記

#### 1. 概要

神戸市工事発注における不調不落対策の一環として、「見積活用方式」を試行することとします。

本方式は、標準積算と実情価格の乖離を背景に、不調不落となった工事について、指定した見積様式にて入札参加者より見積の提出を求め、提出された平均的な金額の見積書にある歩掛を採用して、予定価格を作成するものです。

#### 2. 対象工事

標準積算と実情価格との乖離により、不調不落となったと考えられる土木工事。

※過去に同様の工事が標準積算と実勢価格の乖離により不調・不落を起こしている場合は、工事内容や現場状況を十分勘案した上で、本方式を適用できるものとします。

#### 3. 適用年月日

令和6年9月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

なお、本方式を適用する場合には、入札説明書及び特記仕様書に「見積活用方式の対象工事」である旨記載します。

#### 4. その他

手続きの流れなど詳細については、『工事請負契約における「見積活用方式」試行運用マニュアル』をご覧ください。

工事請負契約における  
「見積活用方式」試行運用マニュアル

令和6年9月1日

行財政局契約監理課

建設局技術管理課

## 1. はじめに

見積を活用する積算方式(以下、「見積活用方式」という。)は、神戸市の標準積算と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書の平均的な歩掛を採用し、予定価格を作成する方式である。

近年、神戸市では、土木工事の不調・不落が課題となっており、様々な対策を講じているが、依然解決したという状況には至っていない。その要因の一つとして、本市の標準積算による予定価格では想定していない手間やリスクへの対応費用等の存在が考えられる。

また、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(令和元年10月18日閣議決定)において、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から徴収した見積を活用し、適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めることが掲げられている。

そこで、土木の請負工事(経理契約)を対象として、見積活用方式を試行的に採用することとした。

本マニュアルは、見積活用方式を試行するにあたり、適切な見積の提出及び適正な予定価格の設定を行い、円滑に事業を執行するために必要な事項を取りまとめたものである。

## 2. 用語の定義

### (1) 見積

入札参加者から提出された、見積価格が記載されている見積書をいう。

### (2) 実勢価格

直近の市場で実際に取り引きされている平均的な価格をいう。

### (3) 見積価格

見積書に記載されている単価及び価格とし、入札参加者が協力会社等からの見積等を基に設定する価格をいう。

### (4) 協力会社等

入札参加者が採用を予定する下請会社、専門工事業者及び製造業者等をいう。

### (5) 根拠資料

入札参加者が協力会社等から収集する見積書又は同種かつ直近の工事における契約書類等で、見積価格の根拠となる資料をいう。

## 3. 対象工事

経理契約の土木の請負工事のうち、標準積算と実勢価格との乖離が原因で不調・不落となったと考えられる工事に適用することができる。

ただし、過去に同様の工事が標準積算と実勢価格の乖離により不調・不落を起こしている場合は、工事内容や現場状況を十分勘案した上で、本方式を適用できるものとする。

本方式を適用する場合には、入札説明書及び特記仕様書に「見積活用方式の対象工事」である旨を記載する。

#### **4. 対象項目**

- (1)直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算と乖離が予想される細別。
- (2)共通仮設費の積み上げ分。
- (3)その他、工事担当課が必要とする項目。

#### **5. 入札方式**

制限付一般競争入札方式(事前審査)を原則とする。

#### **6. 見積等の依頼**

- (1)神戸市から入札参加者へ見積等(見積及び根拠資料をいう。以下同じ。)の依頼は、入札説明書とともに交付するものとする。
- (2)見積等の提出期限は、原則として、10日以上(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。最大15日。)設け、見積等の提出を求める工種等の内容や規模等を勘案の上、適切な期間を確保するものとする。
- (3)(1)及び(2)に掲げる事項は、見積等の提出を公募する際に明らかにするものとする。

#### **7. 見積価格の妥当性の確認**

- (1)入札参加者から提出された見積等により、神戸市が見積価格の妥当性を確認するものとする。
- (2)見積の妥当性の確認にあたっては、取引の実例価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を勘案するとともに、見積価格は入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。
- (3)入札参加者より提出のあった根拠資料の内容が確認できない場合は、神戸市より、確認できる根拠資料を追加で求めるか、又は書面で内容を確認することがある。追加資料を提出しない場合や質疑に応じない場合、その見積等は採用しない。
- (4)入札参加者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替えは認めないものとする。
- (5)見積等を提出した入札参加者が入札参加資格の要件を満たしていないことが判明した場合は、その見積等を無効とする。

#### **8. 見積の採用及び公表**

- (1)神戸市が、妥当性が確認された見積価格をもとに、予定価格を作成する。
- (2)妥当性が確認された見積価格が複数ある場合には、平均的な歩掛を採用し、公表する。
- (3)見積等の妥当性が確認できない場合等は、標準積算もしくは入札中止とし、その旨を公表する。
- (4)不調・不落の発生により見積活用方式を適用している場合は、予定価格もあわせて公表する。

## 9. 設計変更の取扱い

(1)採用した歩掛については、原則として変更しない。ただし、契約当初と条件が大幅に異なる  
とき、新たな見積及び根拠資料により妥当性が確認された場合は、変更の対象とすることが  
できる。

(2)見積活用方式を採用した工種の数量や単価の変更は、他の工種と同様に行う。

## 10. 手続きの流れ

